

## 本町在住高校生の 通学費（定期券代）を補助します

この通学費補助は、将来の  
智頭を担う人材を育てると  
もに、保護者の教育費にかか  
る負担を減らし、子育てをさ  
らに充実させるための制度で  
す。地域交通は、通勤・通学  
買い物など、私たちの生活に  
欠かすことができません。大  
切な公共交通を守り、暮らし  
と人材を次代に引き継いでい  
くため、通学には積極的にバ  
ス・汽車を利用していただ  
くようお願いいたします。

### 補助の条件と内容

- ・ 町内に住んでいる高校生
- ・ 県内の高校等に通っている
- ・ バス・汽車の通学定期券を  
使っている

・ 1ヶ月の通学定期代のうち  
7千円を超える金額を補助  
※ただし、高校3年生の3月  
分は対象外です。

### 補助金の申請

申請時期には対象家庭に郵  
送等で案内します。申請書類  
は本町ホームページでも入手  
できます。

必要な手続き	申請時期(目安)	対象者	必要な書類	提出先
通学費補助資格届出書を提出	4月24日まで	補助を希望される人	生徒手帳の写し・ 通帳(表紙)の写し	役場2階 教育委員会へ
補助申請書を提出	4～6月までの定期代 6月末まで 7～9月までの定期代 9月末まで 4～9月までの定期代 10～12月までの定期代 12月末まで 1～3月までの定期代 3月末まで 10～3月までの定期代	1ヶ月・3ヶ月定期の人 1ヶ月・3ヶ月定期の人 6ヶ月定期の人 1ヶ月・3ヶ月定期の人 1ヶ月・3ヶ月定期の人 6ヶ月定期の人	バス・汽車の定期券 の写し ※年度内に通学方法 や定期の内容が変わる 場合は届出が必要 です。	

※届出書・申請書の提出は、平日午前8時15分～午後5時15分までとなります。  
高校生が提出されても構いません。

申請・問合せ先 教育委員会教育課 ☎ 75-4119

## あなたの自転車は大丈夫？ 駅前駐輪場の放置自転車を処分します！

智頭駅周辺の駐輪場  
にサドルがない、タイ  
ヤの空気がない等の自  
転車が放置されていま  
す。  
放置自転車は、まち  
の景観悪化につながる  
ほか、通行の妨げにな  
りますので、処分しま  
す。  
心当たりのある人は、  
7月31日(金)までに  
引き取りをお願いしま  
す。  
※処分対象自転車は、  
駐輪所の隅に寄せてい  
ます。



JR 智頭駅北側駐輪場



智頭急行智頭駅南駐輪場

問合せ先 役場総務課 ☎ 75-4111